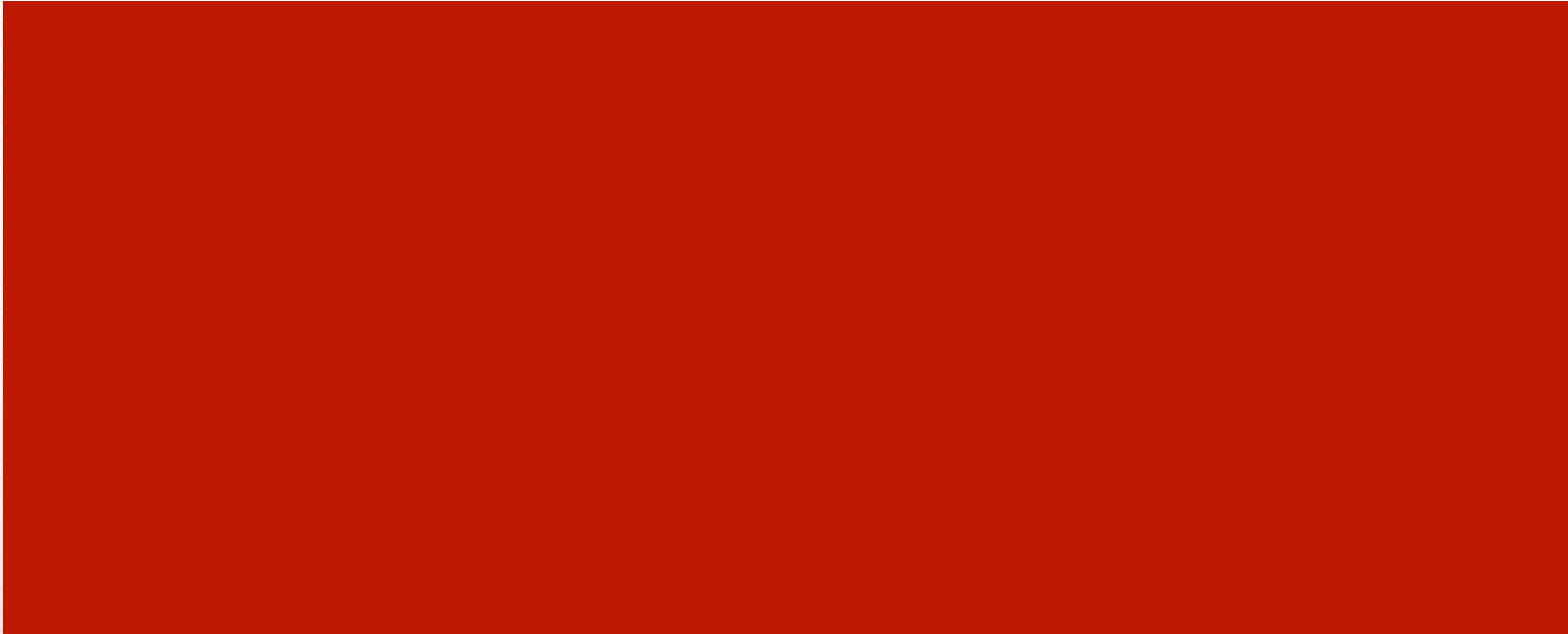




財務会計

【第7回】企業会計原則と概念フレームワーク

経済学部 山根陽一

1

- おはようございます。
- いよいよ日曜が簿記検定です。
- 試験対策は進んでいますか？
- さて、前回は取得原価と時価を切り口に、会計制度の背景と理論についてお話ししました。
- 今回は、制度会計の大まかな概要を講義形式でお話していきたいと思います。たぶん、お腹いっぱいな内容になります。

前回の話

2

- F/Sの作成
 - 多くの場面で見積や判断が必要
→ 恣意的な選択や会計処理
 - 利益操作のおそれ
 - 利益捻出、利益圧縮
- 利益捻出の動機
 - F/Sに示される経営成績や財政状態を良好に維持して、企業活動に必要な資金の調達(株式の時価発行、社債発行)を容易にすること
 - 経営能力のアピール(自己の地位の維持)、報酬増加
- 利益圧縮の動機
 - 税金の節約(税法の許容する範囲内でできるだけ多くの費用を計上)
 - 得意先からの値下げ要求、仕入先からの値上げ要求、株主からの増配要求、従業員からの賃上げ要求の回避、政府からの補助金交付等

会計基準の必要性

3

- 会計処理を経営者の自由選択に任せてしまうと・・・
 - 恣意的な会計処理を行い、自分に都合が良いように利益金額や財政状態を操作する危険が生じる
- 財務会計 ←社会的に極めて大きな役割
 - 機能を適切に果たすため
 - F/Sの作成と公表に際して準拠されるべき社会的な規範の設定
- ⇒ 会計基準
 - 社会的な規範として形成
 - 「一般に認められた会計原則」(GAAP: generally accepted accounting principles)」
- 会計基準の設定
 - 会計処理の秩序を守らせ、適正なF/Sを作成させること
 - 監査人がF/Sの適正性について判断し意見を表明する場合の拠り所
 - 財務会計が利害調整機能や情報提供機能を円滑に遂行するために不可欠な前提条件

会計基準の必要性

4

- GAAPの設定は各国の経済的・社会的な背景によって多様
- 1929年の株価大暴落(アメリカ)
 - F/Sの公開制度が急速に整備
 - 投資者保護と証券市場の円滑な運営
 - 適正なF/Sを通じた企業情報の公開
 - + F/Sには公認会計士による監査が強制
 - 会計処理の適否を判断する場合の根拠として会計基準が必要
 - → 公認会計士協会が会計基準の設定
 - ⇒ 1974年～:財務会計基準審議会(FASB:Financial Accounting Standards Board)が「財務会計基準書(Statement of Financial Accounting Standards)」という名称で設定

会計基準の設定と問題点

会計基準の設定

- わが国の会計基準設定
 - 1930年代～
 - 第一次大戦後の経済不況を克服するための産業合理化を目的
 - 戦時中～
 - 政府による軍需品の買上げ価格を決定する基礎資料の作成を目的
 - 戦後～
 - 投資者保護を目的とするF/S公開制度の一環として会計基準が設定(アメリカを参考)
- 1949年:「**企業会計原則**」制定
 - 戦後の経済再建を目的として、外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化などを促進するため
 - 適正な会計処理を行ってF/Sを作成するための指針
 - CPAによるF/S監査の判断基準
 - 企業会計に関連する商法・会社法や税法などの法令の制定や改廃に際しても尊重

会計基準の設定と問題点

会計基準の設定

- 企業会計審議会
 - 企業会計原則を管轄
 - 戦後から多くの会計基準を設定
 - 「○○に係る会計基準」
- 企業会計基準委員会
(ASBJ: Accounting Standards Board of Japan)
 - 会計基準は政府機関ではなく民間団体が設定すべきという国際動向によって2001年に設立
 - 2002年より多くの会計基準を設定
 - 「企業会計基準第○号」、「○○に関する会計基準」
 - 「企業会計基準適用指針」
 - 「実務対応報告」

会計基準の設定と問題点

会計基準の設定

- 世界共通の会計基準を樹立しようという試み
 - 会計基準が国ごとに相違すると、投資者による外国企業への証券投資や、企業による外国市場での資金調達の妨げ
- 1973年:主要国の職業会計人団体が集結して始動
 - 「**国際会計基準**(IAS:International Accounting Standards)
 - 国際会計基準委員会(IASC:International Accounting Standards Committee)
- 2001年:国際会計基準審議会(IASB)に改組
 - 「**国際財務報告基準**(IFRS:International Financial Reporting Standards)」
- 日本国内の会計基準の新設や改廃
 - 国際的な会計基準との整合性が重視
- **コンバージェンス**(convergence: 共通化)
 - 国内基準と国際基準の主要な差異を調整することにより、どちらの基準に基づくF/Sを利用しても同一の意思決定結果に到達するレベルにまで、国内基準と国際基準を実質的に合致させること
- 2010年3月決算期の連結F/S
 - 国際基準を任意に適用することを許容(金融庁)

会計基準の設定と問題点

会計基準の設定

- 演繹的アプローチ

- 会計の前提となる仮定や会計の目的を最初に規定
 - 仮定や目的と最もうまく首尾一貫するように具体的な会計処理ルールを導き出す方法

- 帰納的アプローチ

- 実際に行われている会計処理の諸方法を観察
 - 一般的または共通的なものを抽出

- わが国の企業会計基準

- 「企業会計の実務の中に発達したもののの中から、一般に公正妥当と認められるところを要約したもの」
- 帰納的アプローチによって形成

会計基準の設定と問題点

帰納的アプローチの問題点

- 帰納的アプローチ
 - 会計処理方法がすでに実務で広く普及した一般的なものから構成
 - 長所 → 遵守されやすい
 - 短所
 - 現状是認的なルールが形成されやすい
 - 現行の実務に問題があっても、それを改善するような会計基準は形成されにくい
 - 例) すでに複数の会計処理が存在した場合
 - → 並列的に是認されがち
 - 例) 新種の取引や事象が発生した場合
 - → 会計処理の慣行が成熟していないため対応できない
 - 基準全体の整合性や首尾一貫性が確保される保証がない
 - 相互に矛盾をきたす恐れ

会計基準の設定と問題点

帰納的アプローチの問題点

10

- 帰納的アプローチの欠点を補完

- 会計基準を理論的に体系付けることが不可欠

⇒ 演繹的アプローチ

- 会計公準論

- 会計の前提となる諸仮定を会計公準として明らかにし、それと首尾一貫するような形で具体的な会計処理の基準を演繹

- 概念フレームワーク

- 財務会計の諸概念を規定したフレームワークを設定し、これと首尾一貫する具体的な会計基準の再構築

会計基準の設定と問題点

帰納的アプローチの問題点

11

- 会計公準 (accounting postulates)
 - 会計の理論的な基礎構造を構成する命題
 - 会計理論や実務の基礎をなす最も基本的な概念や前提事項 (当然の前提として是認される命題)
 1. 企業実体の公準
 2. 継続企業の公準
 3. 貨幣的測定 of 公準
 - 形式的意味
 - 会計記録や計算を成立させるための形式的な前提
 - 実質の意味
 - 経済的な実質を伴った仮定としての意味

演繹的アプローチの展開

会計公準論

12

1. 企業実体 (business entity) の公準 (会計単位の公準)

- 「会計の計算は個々の企業実体を対象として行う」
- 会計の対象範囲を形式的に特定するもの
- 会計を行うためには、
 - 対象となる組織や範囲を特定する必要
 - 出資者の個人的な財産や債務とは別に、企業の資産・負債・資本が識別される
- 会計主体論
 - 会計上の判断やF/Sの作成を出資者と企業のいずれの観点から行うべきか
 - 資本主理論 (proprietary theory)
 - 企業は出資者の集合体であるとみて、出資者の観点から判断を行う
 - 企業主体理論 (entity theory)
 - 企業は出資者とは別個の独立した存在であるとみて、企業自体の観点から会計上の判断やF/Sの作成を行う

演繹的アプローチの展開 会計公準論

13

- 現行の株式会社会計(×会社を株主の集合体)
 - P/L:株主に帰属する利益が計算
 - B/S:株主に帰属する金額だけが資本
- 現行の企業会計
 - 出資者とは区別された企業実体を対象(企業実体の公準)
 - 会計上の判断は株主の観点(資本主理論)

2. 継続企業(going concern)の公準

- 「会計の計算は期間を区切って行う」
 - 現代の企業:解散を前提とせず、永遠に存続し成長することを前提
 - 人為的に区切られた期間:会計期間、事業年度(1年)
 - 1年の最後の時点:期末、決算日
- 形式的な意味
 - 継続する企業活動を1年ずつに区切って会計の計算を実行可能にする
- 実質的な意味
 - 企業が通常は倒産しないものと仮定する

演繹的アプローチの展開 会計公準論

14

- 会計基準を正当化するための理論的根拠
 - 例) 減価償却の会計処理: 耐用年数の間は倒産しない
- 現実
 - 多額の損失計上、債務超過への転落など、倒産の危機が迫っている企業も存在
 - F/Sの公表のみでは利害関係者の判断を誤らせる危険性
 - ⇒ 継続企業の前提(ゴーイング・コンサーン)に重要な疑念がある場合は、F/Sに注記
 - CPAなどの監査人は情報の適切性を判断し、監査報告書で意見(必要があれば)

3. 貨幣的測定(monetary measurement)の公準

- 「会計の計算は貨幣額を用いて行う」
- 企業が取扱う財貨は多種多様
 - 物理的な測定単位も財貨ごとに異なる
 - 各項目を共通の尺度で表現する必要
 - 共通の尺度: 貨幣額
 - ⇒ 企業活動の統一的な測定と報告が可能

演繹的アプローチの展開

会計公準論

15

- 貨幣価値:絶えず変動(長期的には下落傾向)
- 現在の会計
 - 貨幣価値変動を無視して測定額を無調整のまま計算
 - 貨幣価値の安定性(変化しない)を仮定(実質的な仮定)
- 貨幣価値の変動が顕著な場合:物価変動会計
 - 過去の会計記録を一般物価水準で調整
 - 個々の財貨を決算日現在の市場価格で再評価
- 会計公準
 - 既存の会計基準を体系付けたり首尾一貫させるに際して重要な貢献
 - 具体的な会計基準を演繹する過程は必ずしも明確ではない
 - 1つの公準から相反する複数の会計処理方法が導き出される余地がある

演繹的アプローチの展開

会計公準論

16

- 演繹的アプローチの試み(概念フレームワーク)
 - 財務報告の目的や資産・負債などの重要概念をまず最初に規定(整合性や首尾一貫性を判断の基準)
⇒ 個々の具体的な会計基準を再構築
- 1970年代～:アメリカ(FASB)
 - 『財務会計概念のステイトメント(Statement of Financial Accounting Concepts)』
- 2000年代～:日本(ASBJ)
 - 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』
 - ①「財務報告の目的」
 - 財務会計の主目的
 - 投資者による企業価値のために、企業の将来の不確実な経営成果を予測するのに有用な情報の開示
 - 会計情報の副次的な用途
 - 会社法や税法による利害調整への利用

演繹的アプローチの展開 概念フレームワークの規定

17

②「会計情報の質的特性」

- 会計情報が意思決定有用性を持つために具備すべき質的な特性
 - 意思決定との関連性や信頼性など

③「財務諸表の構成要素」

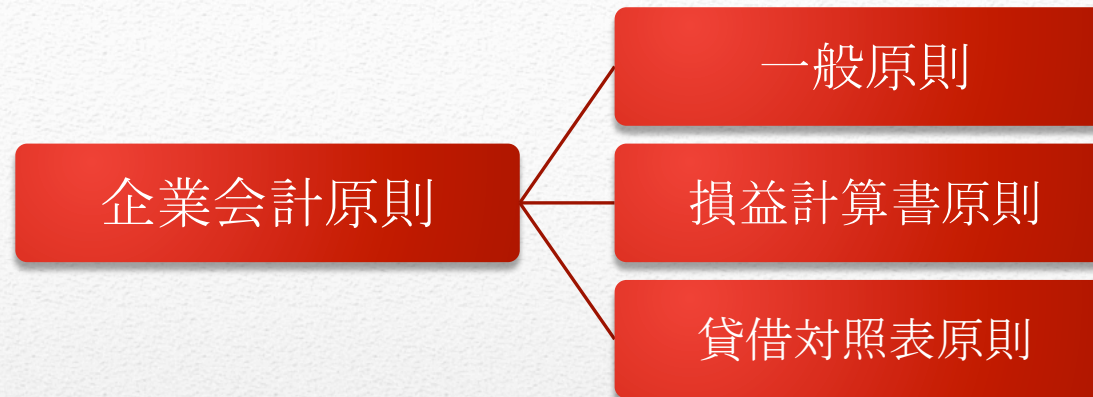
- 資産・負債・純資産・株主資本・包括利益・純利益・収益・費用の8概念を定義

④「財務諸表における認識と測定」

- 資産・負債・収益・費用などの認識時点と測定尺度を規定
- 国際会計基準や諸外国においても広く使用

演繹的アプローチの展開 概念フレームワークの規定

18



- 一般原則
 - 企業会計の全般に関わる基本的なルール
 - P/LとB/Sの両方に共通するルール
- 会計公準や概念フレームワークのように直接的ではない
 - 具体的な会計処理と表示の方法を規定する個々の会計規定について、その根拠を明らかにしたり体系付けを行うのに役立つ
- 演繹的アプローチにおける重要な基準となるルール

企業会計原則の一般原則

19

1. 真実性の原則

「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」

- 原則のいう真実とは:相対的真実
- 会計
 - 多くの事項について主観的な見積り
 - 1つの取引について、複数の会計処理方法
 - 絶対的な真実はない
 - ⇒ 会計基準の遵守によって達成される相対的真実
- 他のすべての原則の上位に立つ最高規範
- 真実性の原則に反する虚偽記載
 - 粉飾決算:虚偽記載を通じて架空利益を計上する行為
 - 逆粉飾決算:利益を隠蔽した場合

企業会計原則の一般原則

真実性の原則

20

2. 正規の簿記の原則

「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない」

- 発生したすべての取引
 - 事実や証拠に基づいて、継続的・組織的に記録
- ⇒ 網羅性・検証可能性・秩序性を備えた会計帳簿
 - 帳簿記録を集計した結果に基づいて、誘導法によってF/Sを作成
 - × 帳簿記録とは無関係に実地調査を行うような棚卸法でF/Sを作成してはならない
- 最も適合した帳簿記録方法: 複式簿記
- 原則: 簿外資産・簿外負債は存在してはならない
 - 重要性の乏しいもの
 - 本来の会計処理によらず、他の簡便な会計処理も是認
 - 簿外資産・簿外負債も正規の簿記の原則に従ったものとする

企業会計原則の一般原則

正規の簿記の原則

21

3. 資本と利益の区別の原則

「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」

- 損益取引
 - 企業が利益の獲得を目指して行う取引
 - 結果として企業の純資産が間接的に増加
- 資本取引
 - 出資者による追加出資や資本の引出しなど、企業の純資産を直接的に変化させることを目的として行われる取引
- 正しい期間利益の金額
 - 損益取引から生じた純資産の増加分だけに限定されるべき
 - 資本取引による純資産の増加分を利益に混入させてはならない
- 資本剰余金と利益剰余金の区別
 - 剰余金: 会社法が定める資本金を超える部分
 - 資本剰余金: 資本取引から生じる剰余金
 - 利益剰余金: 損益取引から生じる剰余金
 - 配当などで社外に流出可能な部分は利益剰余金を中心とする金額に限定

企業会計原則の一般原則

資本と利益の区別の原則

22

4. 明瞭性の原則

「企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない」

- F/Sに収録された情報をうまく伝達できるように各種の工夫を施して明瞭に表示することを要求
- B/S
 - 資産や負債を流動項目と固定項目に区分したB/S
- P/L
 - 企業活動の種類に応じて収益と費用を分類したP/L
- F/Sの様式や用語
 - 会社法:「会社計算規則」
 - 金融商品取引法:「財務諸表規則」

企業会計原則の一般原則

明瞭性の原則

23

5. 継続性の原則

「企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」

- 原則の背景
 - 1つの取引や経済的事実について、複数の会計処理方法が認められているという現状
 - 企業の業種や経済活動の実体は多様
 - 画一的な方法を強制すると、会計の結果が実態を描写しなくなる可能性
 - 実態に最も適合した方法を選択できるようにしている
- 会計処理の選択が企業の自由判断であると
 - 同一取引でも、採用される企業間で異なる可能性
 - 企業相互に経営成績などを比較するのに障害が生じる
 - 同一企業が年度によって会計処理を変更する可能性
 - 経営者が利益操作の手段として乱用する恐れ
 - ⇒ 企業間比較、期間比較が困難になる
- 会計処理方法の期間的な首尾一貫性の確保

企業会計原則の一般原則

継続性の原則

24

- 会計処理の変更
 - 1) 会計基準等の改正に伴う変更
 - 2) 正当な理由に基づく変更
- 要件 (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準:適用指針6項)
 - ① 企業の事業内容の変化や企業内外の環境変化に対応した変更であること
 - ② その変更により、取引や事象の影響を財務諸表に、より適切に反映するために行うものであること
- 会計処理を変更した場合
 - F/Sの期間相互の比較可能性が損なわれている
→ 回復させるための対策が必要
 - 公表済の過去のF/Sにも、変更後の新しい会計処理方法を遡って適用し、過去のF/Sの本体を作り替える(会計方針の遡及適用:2011年4月以降に開始する事業年度)
 - ※ 当期も変更を行うことなく従来の会計処理方法を継続適用したと仮定した場合に、当期の利益がいくら増加または減少したかをF/Sに注記(以前)

企業会計原則の一般原則

継続性の原則

25

6. 保守主義の原則

「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない」

- 各期の利益を多少とも控え目に計上
 - 純資産を帳簿金額よりも充実
 - ⇒ 将来の危険性に備えておく
 - 保守主義の原則でいう健全な会計処理
 - 利益を控え目に計上することになる会計処理
 - ⇒ 将来の不確実性に対処して企業の存続を確保するため
 - ⇒ 安全性の原則、慎重性の原則
- 「予想の損失は計上しなければならないが、予想の利益を計上してはならない」

企業会計原則の一般原則

保守主義の原則

26

7. 単一性の原則

「株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない」

- 株主総会に提出するF/S、融資獲得などの信用目的で作成するF/S
 - 多くの利益を計上したい
- 税務申告目的
 - 利益を少なく計上したい
- ⇒ 二重帳簿は許されない
- 個々のF/S
 - 作成目的が異なっても、経済的事実を反映した会計記録から誘導して作成されなければならない(実質内容は同一)
- 形式的多元性、実質的一元性

企業会計原則の一般原則

単一性の原則

27

8. 重要性の原則

- 独立の原則としては明示なし
- 実務で頻繁に援用される
- ある項目が性質や金額の大小からみて重要性が乏しいと判断される場合
 - 理論的に厳格な会計処理や表示の方法によらず、事務上の経済性を優先させた簡便な方法を採用することが是認(会計処理、表示の両方)
 - 簿外資産・簿外負債が生じるが許容される
- 会計処理:例
 - 消耗品など:買入時、払出時に費用処理
 - 見越繰延:現金主義で処理
 - 引当金:計上なし
- F/Sの表示:例
 - 付随費用:取得原価に不算入
 - 分割返済の長期債権債務:固定項目から流動項目への振替不要
 - 特別損益項目:経常損益計算に含める

企業会計原則の一般原則 重要性の原則

28

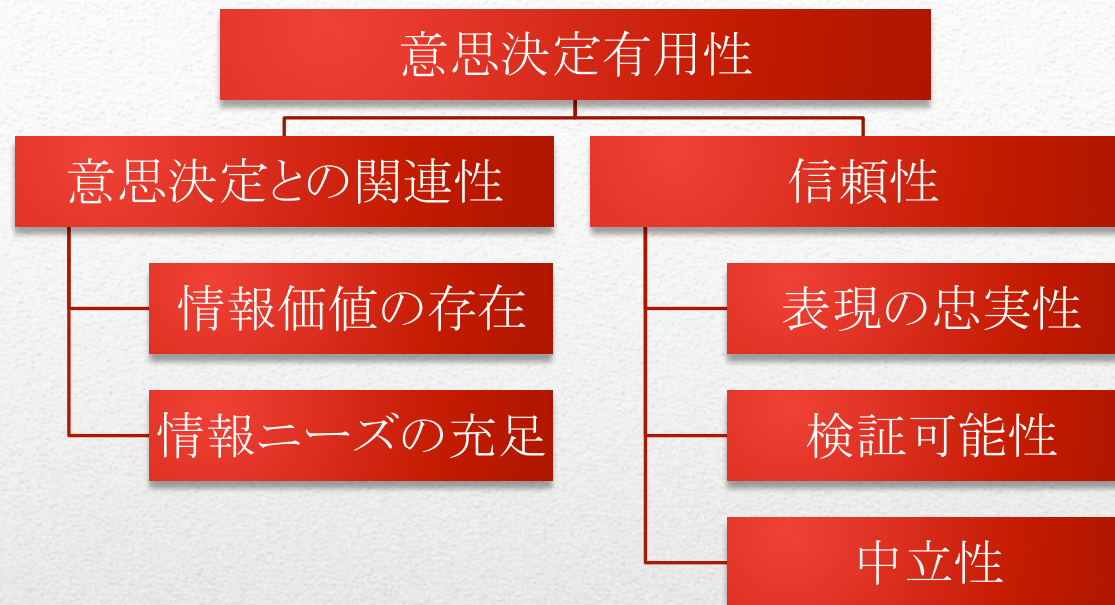
- 「企業会計原則」一般原則
 - 個々の会計ルールを体系的に理解し、会計基準の整合性や首尾一貫性を確保するための拠り所
 - 最上位: 真実性の原則
- 「財務会計の概念フレームワーク」
 - 会計基準の設定に演繹的アプローチを取入れ
 - 優れた会計基準設定のための指針
 - 最重視: **意思決定有用性** (decision usefulness)
 - 真実性という抽象的概念に対して、財務会計の情報提供機能の観点から現代的な解釈を加えたもの
- 財務会計の主たる目的
 - 投資者による企業価値評価のために、企業の将来の不確実な経営成果の予測に役立つ情報を提供すること

⇒ その帰結

会計情報の質的特性

意思決定有用性

29



内的整合性、比較可能性

- 意思決定との関連性と信頼性
 - 会計情報が利用者の意思決定にとって有用か否かを直接的に判定するための最も基本的な特性
- 内的整合性と比較可能性
 - 意思決定有用性の階層の全体を支える一般的な制約となる特性

会計情報の質的特性 有用性の構成要素

30

- 意思決定との関連性

- 会計情報が投資のもたらす将来の成果の予測に関連する内容
- 投資者が企業価値の推定に基づいて行う意思決定に対して、積極的な影響を与えて貢献
- 情報の存在
 - 会計情報の入手によって、投資者の予測や行動が改善
 - 当期純利益や純資産の金額と株価の関係を実証的に分析した多くの研究で確認
- 情報ニーズの充足
 - 情報価値の存在がいまだ確認されていなくても、投資者のニーズのために新しく提供されようとしている新情報は意思決定との関連性を持つと期待できる

会計情報の質的特性 有用性の構成要素

31

- 信頼性
 - 会計情報が表現の忠実性・検証可能性・中立性などに支えられて、信頼するに足るものであることを意味
 - 表現の忠実性
 - 形式よりも経済的実態の描写を優先させることにより、事実と会計処理の間の明確な対応関係を維持すること
 - 検証可能性
 - 会計上で必要となる見積りに起因して生じてくる測定値のバラツキやノイズを、できるだけ小さくする
 - 中立性
 - 一部の利害関係者だけに有利になるような偏りをなくす
- 意思決定との関連と信頼性(対立関係:トレードオフ関係)
 - 意思決定との関連性が高い情報 → 信頼性が低い場合が多い
⇒ すべての特性を考慮に入れて、会計情報の意思決定有用性を総合的に判断

会計情報の質的特性 有用性の構成要素

32

- 内的整合性

- 会計情報が、既存の会計基準全体の内容やそれを支える基本的な考え方と矛盾していないこと
- 新規に提供されようとする情報
 - 既存の会計基準に対して内的な整合性を持つことが前提

- 比較可能性

- 時系列比較や企業間比較ができるようにすること
- 同じ取引や事象には同じ会計処理が行われ、異なるものには異なる処理が適用されなければならない

会計情報の質的特性 有用性の構成要素

33